

平成29年4月1日
住宅管理部 営業企画課

アメニティコート西明石の定住促進家賃減額制度（定住割）
のキャンペーン期間の延長について

公社賃貸住宅の長期入居を促進するために実施中の、定住促進家賃減額制度（定住割）について、アメニティコート西明石に限りキャンペーン期間を3か月間延長します。

期間限定キャンペーンとなりますので、お早めにお申し込いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象物件（1住宅）

アメニティコート西明石

2. 対象者

平成29年2月1日～6月30日までの住宅申込者で、かつ平成29年8月31日までに賃貸借契約を締結する方

3. 減額内容及び注意事項

- (1) 入居期間中、契約家賃から1万円を減額します。（以下、契約家賃から減額する額を「定住割額」といいます。）ただし、入退去月における日割入居者負担額の計算においては、契約家賃から定住割額を減額した後の金額を基に算定します。
- (2) 将来、家賃を減額改定した場合、家賃減額前の定住割額から当該家賃改定による減額相当額を差し引いた金額を新たな定住割額とします。
- (3) 家賃の減額改定によって定住割額が減少した後に、家賃を増額改定した場合であっても、定住割額は増額しません。（定住割額は減額のみで増額はありません。）
- (4) 公社が実施する他の家賃減額制度と併せて減額を受けることはできません。（県外若年世帯及び三世代隣居・近居世帯に対する家賃減額制度及び今後創設される全ての家賃減額制度）
- (5) 家賃減額は当初契約者に限ります。（承継者には適用しません。）
- (6) 家賃等の滞納があった場合、滞納月以降の減額は取り消しとなります。

以 上